

## 平成 28 年度 こころの健康づくり講演会開催要項

### 1 目的

静岡県精神保健福祉協会長は、地域精神保健福祉思想の普及の向上及びその啓発を図り、県民の精神保健福祉の向上を資するため適当と認めた団体に対し、こころの健康づくり講演会を開催する場合に限り、予算の範囲内において開催費用を一部負担する。

### 2 開催方法

- (1) 形態 各市町、精神科を標榜する医療機関、団体及び企業が主催し、静岡県精神保健福祉協会が共催する。
- (2) 方法 企画、運営は主催者が行う。
- (3) 内容 精神保健福祉活動に関する講演等。
- (4) 対象 地域住民等。
- (5) その他 開催について要した費用のうち、2万円を限度として当協会が負担する。  
なお、申し込み多数の場合等において、選考委員会での選考の結果、助成限度額2万円満額を助成できないことがあるため注意すること。  
また、開催回数は年1回を限度とする。

### 3 開催手続き

- (1) 様式 こころの健康づくり講演会企画書（様式第1号）により申し込む。
- (2) 申し込み期限 平成28年4月11日（月）必着
- (3) その他
  - ・申し込みにあたっては、具体的な開催内容をこころの健康づくり講演会企画書（様式第1号）に記載すること。
  - ・申し込み期限までに開催内容の詳細が決定していない場合も申し込み期限までに、わかる範囲で具体的な開催内容を記載した、こころの健康づくり講演会企画書（様式1号）を提出し申し込みすること。
  - ・申し込み期限までに開催内容の詳細が決定していないものは、開催日が該当する下記期限までに開催内容の詳細を記載したこころの健康づくり講演会企画書（様式第1号）を再提出すること。
    - ア 開催日が6月末までのもの 平成28年4月11日
    - イ 開催日が7月～9月末までのもの 平成28年5月末日
    - ウ 開催日が10月以降のもの 平成28年8月末日

### 4 選考

- (1) 地域性、講演内容により協会が選考する。また、申し込み多数の場合は選考委員会を設け選考する。
- (2) 申し込み多数の場合の選考及び助成金額の決定にあたっては会員を優先する。
- (3) 申し込み期限までに講演内容の詳細が決定していないものは、再提出されたこころの健康づくり講演会企画書（様式第1号）の内容を再審査した上で負担金の助成を決定する。

5 実績報告書の提出

講演会終了後1ヶ月以内に、こころの健康づくり講演会実績報告書郵送（様式第2号）及び画像メール添付の両方にて提出する。（協会会報誌ニュースレターへの掲載に同意する）

6 助成費用の支払い

こころの健康づくり講演会実績報告書（様式第2号）及び画像メール添付の両方の提出・こころの健康づくり口座確認表（様式第3号）・当日の資料及び配布チラシの提出確認後、主催団体名義口座へ助成費用を支払う。

7 その他

※ チラシ・ポスター・看板等に、共催として「静岡県精神保健福祉協会」の名称を記載する。

※ 提出した企画書の内容に変更があった場合は、速やかに静岡県精神保健福祉協会まで連絡する。

附 則

この要項は、平成19年 7月24日から施行する。

平成26年 2月19日 一部改正

平成27年 2月18日 一部改正